

常任委員会の審査概要

総務水道



- ①第39号議案 吉川市税条例の一部を改正する条例の主な内容は「個人住民税における寄附金税制の拡充」と「地方公共団体に対する寄附金税制の見直し(ふるさと納税)」に対応するため、寄附金税額控除の条文を加えた。また、公的年金からの住民税の特別徴収が、平成21年10月から実施される。さらに、地方税法の一部改正により条文や文言等を整理した、とのことでした。
- ふるさと納税の影響額と税収見込みは、に対しては、国が示す増減収見込額から算出すると、吉川市は約70万円の減収となり、減収分は交付税措置されるので影響はない、とのことでした。
- 以上で質疑が終了し、討論なし。採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定に基づき、委員長裁決で原案のとおり可決することに決定致しました。
- ②第45号議案 吉川市土地開発公社の定款変更については監事の職務及び権限については民法の規定から公有地の拡大の推進に関する法律の規定に変わっているが内容に変わる部分があるか、に対し、業務の範囲で、新たに市街地開発事業の用に供する業務と観光施設事業が加わった。定款の変更を行う見解は、に対しては、
- 定款の変更点は3つで、1点目は、公益法人改革による法律の改正により、民法を準用していた監事の職務が、内容は変わらず公有地の拡大の推進に関する法律で規定される。2点目は業務の範囲では、野球場の土地取得依頼の話を受け、業務の範囲について見直しをしたところ、もれていた部分があったので追加した。観光施設事業についても見直しで整備するものである。3点目は、郵政民営化に伴う文言整理を行うものである、とのことでした。
- 以上で質疑が終了し、討論なし。採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決することに決定致しました。
- ③第47号議案 平成20年度吉川市一般会計補正予算は、はじめに現地視察を行いました。鉄道運輸機構から購入の申し入れがあったというが、詳細は、に対して、
- 駅前広場のみ購入の協議も行ったが、鉄道運輸機構の土地処分の基本的考え方が、一括売却及び時価であることから、現時点で購入することとした。
- 債務負担行為は平成20年度から平成26年度までで、この間財政状況は厳しく、財政健全化などの取り組みを進めているなかで、財政的な裏付けを含め、市の政策決定はなされたのか、に対して、
- 野球場の買戻しは売却益を充てる。駅舎については年次ごとの負担額が決まっていながら、公債費の減や都市計画税の導入も踏まえて考えている。長期的な財政運営という観点から財政調整基金への積立とともに、活用できる地方債があれば有利なものを充てるなど、事業を推進する、とのことでした。
- 以上で質疑は終了し、討論なし。採決の結果、可否同数。委員会条例第17条の規定に基づき、委員長裁決で原案のとおり可決することに決定致しました。
- ④議員提出第10号 議会の議員の報酬の特例に関する条例
- は、賛成意見として、この案は継続的ではなく、1年間限定として様子をみるとのことなので考えるに値するのではないかと意見が出ました。また、期末手当を対象にしないとか、部分的になぜと思うところはあるが、内容は理解できる、との意見が出されました。
- それに対し、市長提案により報酬値上げを実施したが、趣旨は、報酬を上げ若い人も含め、誰にでも議員になりたいう意欲を持ってほしいという環境づくりであった。また、議員定数の減もあり報酬総額は減額になっている。報酬を値上げした意向を尊重するとともに、吉川市の将来のための環境整備と考えるのままで、行っていききたい、との意見や、現在の報酬額は報酬審議会の全会一致を得ながら改正されたと聞いている。これは一定の市民の理解を得ていると考え、との意見が出されました。
- 討論なし。採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定に基づき、委員長裁決で否決することに決定致しました。